

## 2021年度船橋市に対する具体的な要望

2021/6/27

項番	2020年度要望	2020年8月28日回答	2021年度要望
①	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いいたします。</p> <p>船橋市行財政改革推進会議の意見書では、「放課後ルーム事業と放課後子供教室事業」が「類似・重複」とされています。</p> <p>この2つの事業は、その目的も役割も全く異なります。放課後子供教室開始後も、高学年のルーム利用者が増えていることが、その証拠です。</p> <p>放課後ルーム事業と放課後子供教室事業の一体化には反対です。</p> <p>昨年の回答では、「どのような形態が有効であり、導入が可能かを検討しています。」との回答でしたが、検討結果または経過を示してください。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p> <p>検討結果または経過を示してください。</p>	<p>放課後ルームの運営については、引き続き、公設公営の放課後ルームで運営していきたいと考えています。</p> <p>子ども教室との一体化については、他市の状況を研究しているところです。また、放課後児童健全育成事業の届出のある事業者等に、児童の受け入れについて意見を伺っています。</p> <p>しかしながら、待機児童が発生していることから、待機児童の解消に向けて、子ども教室との一体化や民間活力の活用について研究を行っているところです。研究の結果、民間活力の活用が有効であると判断した場合には、必要に応じて、民間事業者の補助等を考えます。</p>	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いいたします。</p> <p>船橋市行財政改革推進会議の意見書では、「放課後ルーム事業と放課後子供教室事業」が「類似・重複」とされています。</p> <p>この2つの事業は、その目的も役割も全く異なります。放課後子供教室開始後も、高学年のルーム利用者が増えていることが、その証拠です。</p> <p>放課後ルーム事業と放課後子供教室事業の一体化には反対です。</p> <p>昨年の回答では、「他市の状況を研究しているところです。」との回答でしたが、研究結果または経過を示してください。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p> <p>研究結果または経過を示してください。</p>
②	<p>今年度5月時点では13小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。</p> <p>特に深刻な、坪井については、早急に対応してください。</p> <p>b) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p>	<p>坪井放課後ルームの増設については、児童の安全を考慮し出来る限り学校敷地内での対応が望ましいと考えています。引き続き、教育委員会と学校敷地内での協議を行いながら、学校外の設置についても様々な方法を検討します。</p>	<p>今年度5月時点では8小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。</p> <p>特に深刻な、飯山満、八栄については、早急に対応してください。</p> <p>b) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p>
③	<p>放課後児童クラブ運営指針では、「子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下」とされています。</p> <p>また、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、「支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下」となっていることから大規模ルームの解消が求められます。</p> <p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。</p> <p>「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>※当面とされた経過処置は2014年であり、既に6年が経過しています。</p> <p>この質問にも、正面から回答してください。</p> <p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p> <p>昨年の回答では、「今後も継続的に対応を検討」との事ですが、具体化をお願いします。</p> <p>新型コロナ対策は、数年続くとも言われています。学校施設の利用を含めて、対応をお願いします。</p>	<p>増設・改築の際には新基準に併せて整備を図っています。現在、1.5㎡基準で実施している施設が28%ある状況ですので、これらについては増設改築にあわせて見直ししていきます。</p> <p>場所や職員の確保が難しい状況であることから、分割は難しいと考えています。また、新型コロナウイルスの対策として、教育委員会の協力により、分散活動場の借用等も行っています。</p>	<p>放課後児童クラブ運営指針では、「子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下」とされています。</p> <p>また、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、「支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下」となっていることから大規模ルームの解消が求められます。</p> <p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。</p> <p>「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>※当面とされた経過処置は2014年であり、既に7年が経過しています。</p> <p>この質問にも、正面から回答してください。</p> <p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p> <p>c) 新型コロナ対策は、数年続くとも言われています。</p> <p>「定員の7割以上の出席がある場合は、活動場所を分割する」との運用がなされていますが、面積による定員基準が3つあるため、公平な運用になっていません。</p> <p>「入所定員」とは別に、新面積基準で「三密回避定員」を設定して、運用してください。</p>
	<p>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要な専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。</p> <p>この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p>		<p>放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要な専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。</p> <p>この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p>

④	<p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。昨年度の実施回数・内容を教えてください。</p> <p>b) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>c) 施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>	<p>障がい児や発達支援児について、新規採用支援員に対する研修を1回、希望制になりますが、県主催の研修(発達に課題のある子どもの理解と具体的対応)への参加についても促しています。また、施設指導員が各放課後ルームを巡回し、支援が必要な児童への対応について、職員に指導しています。</p> <p>定期的に、園長、支援員が学校や放課後子供教室と情報交換を行っています。</p> <p>施設指導員の採用については、担当課が行っていますが、職員の確保が難しい状況となっています。</p>	<p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。昨年度の実施回数・内容を教えてください。研修済みの支援員の割合を示して下さい。</p> <p>b) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>c) 施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>
⑤	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 会計年度任用職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。年収は改善されましたが、まだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。厚生労働省は、2019年10月3日に「放課後児童支援員等の雇用形態を長期的に安定したものとし、放課後児童支援員等が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善などに努めることが必要である。」と通達しています。この国の政策に対する、船橋市の対応策を教えてください。</p> <p>b) 放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。厚生労働省は、毎年12月にの「放課後児童健全育成事業の実施状況」を公表しています。昨年度、船橋市の職員数は442人、常勤職員が353名とされています。つまり、支援員と補助Aは常勤職員と見なされています。従いまして、1支援単位当たり約300万円の補助が受けられる状況かと思われるかが如何でしょうか。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>	<p>会計年度任用職員の給与については、関係する職員団体との協議交渉も踏まえ、年収ベースで増額する等一定の改善を図りましたが、今後も民間企業の給与調査等に基づき毎年行われる人事院勧告を尊重しつつ、国や千葉県、近隣市等の状況を総合的に勘案し、職務給の原則及び均衡の原則に配慮した適正な水準の達成に継続的に努めます。</p> <p>放課後児童支援員等処遇改善等事業については、現在も本制度を活用し放課後ルーム支援員の処遇改善に努めています。令和2年度からは新たに放課後ルーム主任支援員を現場のリーダーとして配置することで、業務分担の明確化を図りました。直ちに常勤職員の配置を行う予定はありませんが、今後も必要な人員が適切に配置されるよう継続的な募集に努めます。また、1支援単位当たり約300万円の補助については、要件とされている育成支援を行っていないことから、難しいと考えています。</p> <p>船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条に基づき、各放課後ルームには常時2人以上の職員が従事できるよう配置をしています。また、施設の状況や児童数(支援児)により、運営に支障がないよう加配をしています。</p>	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 会計年度任用職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。年収は改善されましたが、まだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。厚生労働省は、2019年10月3日に「放課後児童支援員等の雇用形態を長期的に安定したものとし、放課後児童支援員等が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善などに努めることが必要である。」と通達しています。この国の政策に対する、船橋市の対応策を教えてください。</p> <p>b) 放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。厚生労働省は、毎年12月にの「放課後児童健全育成事業の実施状況」を公表しています。昨年度、船橋市の職員数は442人、常勤職員が353名とされています。つまり、支援員と補助Aは常勤職員と見なされています。従いまして、1支援単位当たり約300万円の補助が受けられる状況かと思われるかが如何でしょうか。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>
⑥	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。保護者が児童より先に出勤し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒にした後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません、長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。8:00開所は、学校の登校時間とのことですが、ほとんどの学校は7:30前後の登校時間になっています。スクールガードも午前7時～8時前後で募集されています。また、厚生労働省の調査でも、7時台の開所が約30%あります。</p>	<p>土曜日等のいわゆる学校休業日については、学校の登校時間を参考に、午前8時から午後7時までの間で開所しており、変更する予定はありません。</p>	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。保護者が児童より先に出勤し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒にした後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません、長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を8:00より早めてください。8:00開所は、学校の登校時間とのことですが、ほとんどの学校は7:30前後の登校時間になっています。スクールガードも午前7時～8時前後で募集されています。また、厚生労働省の調査でも、7時台の開所が約30%あります。</p>
⑦	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけであればプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>	<p>保護者会では、プライバシーに配慮し、お子様の日常の様子をお知らせするようにしています。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者会は中止とし、希望のある方には個別に面談をしています。</p> <p>保護者会は、支援員と保護者または保護者同士が相互に話し合える機会と考えています。</p>	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけであればプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>

<p>a) 支援員の配属前の研修を強化して下さい。配属前に必要な研修を実施してください。</p> <p>b) 放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルームの業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校との連携</li> <li>2. 保育所、幼稚園等との連携</li> <li>3. 地域、関係機関との連携</li> </ol> <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>c) 入学前の就学時検診時に、放課後ルームに関する保護者からの質問に回答できるような場を用意して下さい。</p> <p>d) 運営指針では、「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」と定めています。このマニュアルは、保護者にも公開してください。この点は必ず回答をお願いします。また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。これは、保護者が防災訓練に参加するという意味ではなく、災害時にルームからの緊急連絡メールが疎通するかの確認です。</p> <p>e) ルームのメール送信サービスですが、2018年よりメールアドレスと一緒に児童名と保護者名が登録されるようになっています。 ・在籍児童が、メール配信サービスに登録されているかの確認 ・防災訓練時に、訓練送信の配信 ・メールを受信したことを、連絡帳で確認の実施を提案します。</p> <p>f) 各小学校では、緊急連絡のメールが準備されていると思われます。放課後ルーム職員に、このメールの内容が遅延なく伝達できる体制を整えてください。</p>	<p>今年度より地域子育て支援課において配属前に、初日研修を実施しています。</p> <p>放課後クラブ運営指針については、全支援員に配布し、周知していますが、ホームページに掲載し関係者に周知を行います。</p> <p>入学前の就学時健康診断では放課後ルームの概要、問い合わせ先等を記載したご案内を配布させていただき、お問い合わせがあった方には個別に対応しています。</p> <p>事故や怪我の防止に向けた対策や発生時の対応については、各ルームに設置していますので、閲覧希望がありましたら、お申し付けください。災害等が発生した場合のルームの基本的な対応については、保護者向けのご案内文で周知しています。また、放課後ルームからのメール配信についても、定期的にテスト配信を行い疎通確認を実施しています。各ルームでは、火災・地震・不審者対応等の訓練を定期的実施しています。</p> <p>定期的にテスト配信を行い疎通確認を実施します。確認については、メール登録を促す手紙を配布し、日付指定でテスト配信を行っており、保護者が受信を確認することで実施しています。</p> <p>学校の緊急連絡メールについては、各放課後ルームの情報系パソコンに伝達できるように調整しています。</p>	<p>a) 支援員の配属前の研修を強化して下さい。配属前に必要な研修を実施してください。</p> <p>b) 研修体制の強化 ・各ルームに、PCを追加配備し、複数の職員が同時にオンライン研修が受けられるように機器を増強して下さい。 ・支援員毎に研修の受講履歴を管理し、未受講の支援員に受講を促して下さい。</p> <p>c) 放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルームの業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校との連携</li> <li>2. 保育所、幼稚園等との連携</li> <li>3. 地域、関係機関との連携</li> </ol> <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>d) 入学前の就学時検診時に、放課後ルームに関する保護者からの質問に回答できるような場を用意して下さい。</p> <p>e) 運営指針では、「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」と定めています。このマニュアルは、保護者にも公開してください。この点は必ず回答をお願いします。また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。これは、保護者が防災訓練に参加するという意味ではなく、災害時にルームからの緊急連絡メールが疎通するかの確認です。</p> <p>f) ルームのメール送信サービスですが、2018年よりメールアドレスと一緒に児童名と保護者名が登録されるようになっています。 ・在籍児童が、メール配信サービスに登録されているかの確認 ・防災訓練時に、訓練送信の配信 ・メールを受信したことを、連絡帳で確認の実施を提案します。</p> <p>g) 各小学校では、緊急連絡のメールが準備されていると思われます。放課後ルーム職員に、このメールの内容が遅延なく伝達できる体制を整えてください。ルームの閉所日に送信される可能性もありますので、考慮をお願いします。</p>
---	--	---